

# 艇保管場所に関する重要連絡(厳守事項)

関西ボート連盟

**艇保管(置場)の河川敷は、不法占拠となるため禁止です  
主催者が準備している「下記3ヶ所の艇置場」に置いて下さい**

**\*【連絡】 大会期間中、緑の点線部分は、特別申請で漕艇場管理艇のみを仮置きします。**



**青点線より南下は河川法適用場所  
で規制対象地域となります。**

瀬田川両岸の河川敷での艇の保管は河川法に  
触れることになり、各団体の艇庫内及び敷地内  
保管のみ可能です。

河川敷の仮設物は昼夜を問わず管理できる状況  
では無いとのことで申請できず、68th大会より  
赤色の線の部分の河川敷では大会期間中の  
艇を置くことが出来ません。

**\*参加団体は厳守願います。**

従って、大会に参加されるクルーの艇保管  
は、各団体の艇庫敷地内及び主催者が準備  
する下記3ヶ所をお願いします。  
主催者が準備する艇置場(保管)は、  
以下の3ヶ所です。

- 1, 新浜ヤード
  - 2, 唐橋公園グラウンド
  - 3, 螢谷公園広場
- の各指定場所

**また、河川岸に私用の棧橋など  
設置しないでください。  
不法占拠となります。**

できる限り新浜ヤードへの艇保管をお願い  
します。

**石山寺より南下  
の瀬田川も全て  
対象**